

### 戦前の医学的診査 (2) 昭和期の事例

民法改正の議論の一つに成年年齢 18 歳引き下げがある。現行民法は、1896 年以来、成年年齢を 20 歳と定めてきたが、2007 年 5 月に成立した国民投票法により、国民投票権を有する者の年齢を 18 歳以上と定めたことから、引き下げ議論に熱を帯びてきた。

成年年齢引き下げについて未成年の飲酒の点から思うところを述べたい。毎日新聞社説によれば、「高校 3 年で成人になる生徒が出るため、競馬などの公営ギャンブルや、飲酒・喫煙の解禁年齢が同時に引き下げられた場合、青少年の健全な成長が妨げられ、生徒指導も困難になると教育界から懸念」(2017 年 8 月 22 日)が出たとされる。また警察庁は、成年年齢 19 歳引き下げ後も飲酒・喫煙は 20 歳以上という現行法の維持を考えている、と報道されている。(産経ウェブニュース 2017 年 8 月 31 日)

「未成年飲酒禁止法」は誤解されがちな法律だ。同法は、未成年を保護する法律であり、罰則の対象は飲酒をさせた成年である。つまり「未成年は飲酒してはいけません」という法律ではなく、「未成年と知りつつ酒を飲ませてはいけません」というのが立法の趣旨なのである。毎日新聞の社説で指摘された「教育界からの懸念」は、「未成年は飲酒してはいけません」という法律がなくなると生徒指導に困るといのように理解できる。しかし、それは誤りである。飲酒を禁止するのは高校では校則であり、家庭では親の子に対する配慮である。同法は、「成年ならば飲酒をしてよい」というものではない。そこで、高校では厳しく校則によって指導すればよい。また条例によって「高校生」の飲酒禁止を定めることも可能である。

古来、酒と学問はつながりが深い。2 年生までは法律にしたがって酒を飲ませることができないが、浪人生ならば飲ませることができるとい曖昧な状態で、大学教育が行われている。飲めない人に飲酒を強要するハラスメントはもっての外であるが、若者に対して健康的で明るい酒の飲み方を教えることが出来ない現状に対して疑問を感じざるを得ない。飲酒による新入生の死亡事故が頻出している現状を踏まえると、大学側は、初年度教育において適切な飲酒教育や断固とした禁煙教育をおこなう責任がある。しかるに、成年年齢 20 歳という現状では、新入生は「未成年飲酒禁止法」で守られるべき「未成年」であり、大学において新入生対象に実技を含む飲酒教育するのは違法行為となる。以上のような理由で、大学の新生が「未成年飲酒禁止法」の対象とならないことが望ましいと思う。

さて戦前の医学的診査では、飲酒はどのように扱われていたのだろうか。前回の明治末期の「診査内規」(愛国生命)では、「酒量は其飲用の常習及び分量を記載」とあり、「その庸良及体質を斟酌」とされているだけである。昭和 2 年の「診査規定」(蓬莱生命)でも告知書に酒飲の欄があり、独酌と対酌について問われている欄があるだけである。しかし、昭和 7 年の「診査規程」(太平生命)では、飲酒は診査において詳細を聞くべきこととされている。さらに昭和 9 年の「診査規定」(昭和生命)は、飲酒について「飲酒の如何は死亡率に多大の影響あるが故に、飲酒する人は其の独酌、対酌の量、毎日又は稀に飲酒するか、

禁酒、節酒の場合は其の理由を記入せられたし」(第16条)とされている。

このように飲酒だけでみても、明治末期から昭和恐慌期以降のあいだに、診査の強調点が増えていることがわかる。この変化の内容を、昭和9年の「診査規定」(昭和生命)の記述を中心に確認していきたい。昭和生命は、昭和8年に、日本医師共済生命保険相互会社を中心となって、中小生命保険相互会社5社が合併してできた会社である。日本医師共済の創立母体は日本医師会であったことから、その「診査規定」が特に厳格であったと思われるかもしれない。この点については、最後に同時期の他の会社の「診査規定」と比較しながら慎重に検討する。(新年でもあるので、同社の昭和5年の年賀状を掲載した。)

昭和生命の「診査規定」(昭和9年2月1日)は、「診査規定」と付録の「診査手控見本」からなる16頁の小冊子である。「診査規定」は四つの章で構成され、それぞれ第1章「総則」、第2章「告知書に就いての注意」、第3章「報状に関する注意」、第4章「意見及理由」となっている。(昭和生命「診査規定」の表紙を掲載。)

明治末期の「診査規定」と比較して目立つ特徴は、診査医の役割が明確にされ、かつ契約にともなう不正行為の防止に一段と注意すべきことが強調されるようになったことである。さらに、診査の終了をもって契約締結が終了したという印象を与えないような配慮が求められるなどが盛り込まれている。

同社の「診査規定」では、診査の目的を「被保険者の良否の判断」とし、診査は「会社の安危に関すること甚大」であり、「若し診査の粗漏過誤によりて不良なる保険を契約することあらば、之に依りて会社は損害を蒙り延て社員全体の不利益となる」(第1条)とし、さらに、診査にあたっては、「被保険者は普通の患者と異なり、不利益なる事実を隠蔽し、又既往症、自覚症状を偽り告」(第2条)げることがあるので注意するように述べている。

契約にかかる不正行為を防止するために、「被検者が被保険者に相違なきや」を確認し、「申込金額が身分相当なりや、或いは申込動機に疑わしきものなきや」(以上、第5条)を慎重に考慮することが期待されている。なお替え玉受診がしばしばおこなわれていたようであり、第2章「告知書に就いての注意」では、「屢々行はるゝ替玉の如き」(第11条)とある。

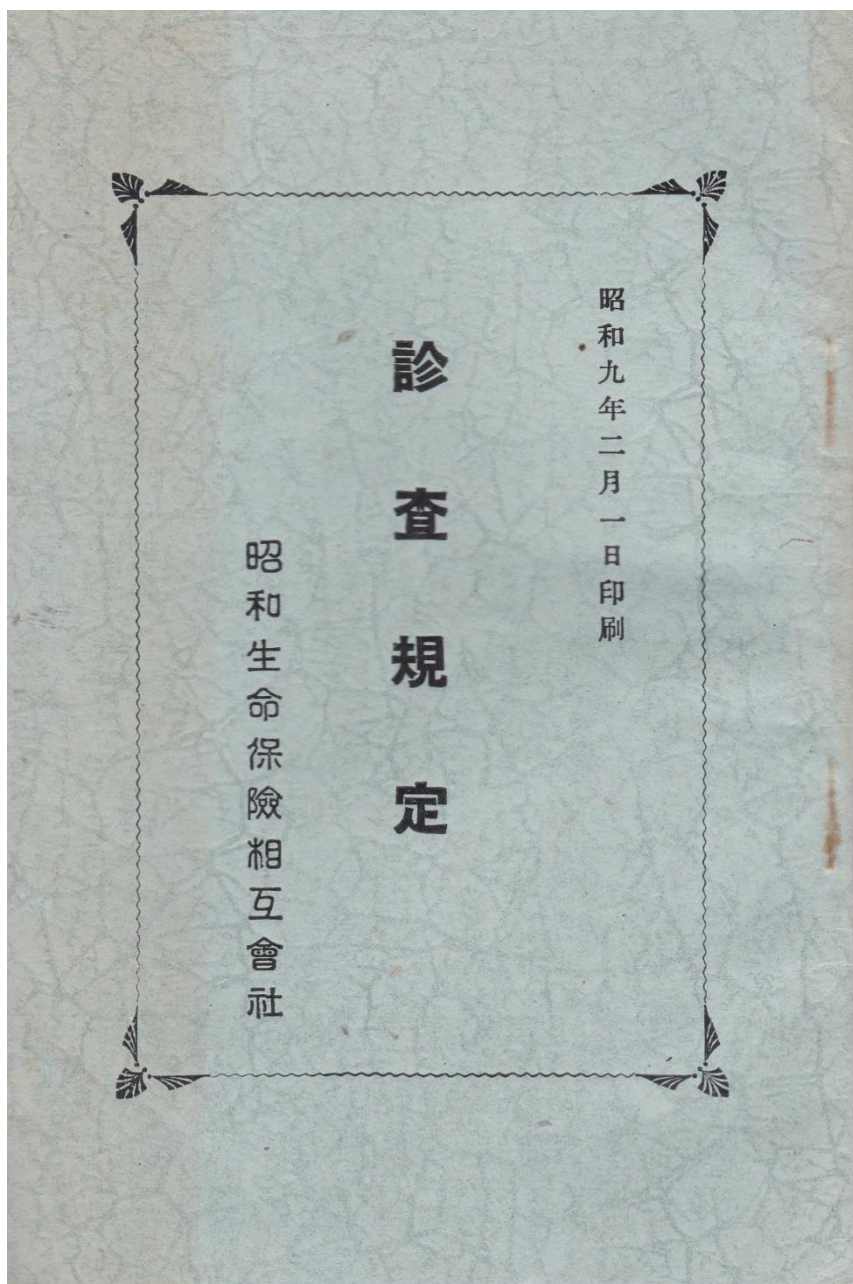
生命保険契約の契約締結権は現代においても保険会社にある。このことは、契約者に対して診査終了をもって保険契約が完結したとの誤認を与えやすい。診査規定において、「保険の契約は会社に於て為すものなれば、診査医は自己の意見を被保険者又は外務員に予告」(第4章)してはいけないという規定が盛り込まれたが、これは契約の成立時期をめぐる法的な争いが目立つようになったためであると推測される。

以上の特徴は昭和生命に特殊なものであったのだろうか？筆者の手元にある同時期の「診査規定」と比較してみたい。このうち「診査規定」(蓬莱生命)の内容は、昭和生命のそれに似ているが、実は同社は昭和生命の前身会社のひとつである。したがって、同社を除く他の会社の史料を中心に検討する。診査の目的については、「診査規程」(太平生命)が「診査の際に御注意を願ふべき事項」として、「申込書記載面等にものみ信頼せず(中略)

其の真相を御発見になる様御配慮下さる事」とし、また丁寧かつ具体的で「正確なる告知」をおこなうべきことを強調している。(太平生命「診査規程」の表紙を掲載)さらに「被保険者は往々遺伝、既往症を隠蔽することあり」として昭和生命と同様の注意喚起をおこなっている。しかしながら、同社の「診査規程」には、契約締結権に関する記述が見当たらない。そのかわり「診査医は診査医長の決議に異議を容れざること」とある。同社においては、契約締結をめぐる権限が明確でなかった可能性がある。これに対して、「診査規定」(富士生命)では、「診査医は決して契約に関する自己の意見を被保険者に予告せざる」(第7条)という記述がある。また「替玉」の防止には、各社とも保険申込書が作成したのちに診査をおこなうこと、そして被検者に自著させることなどを規定しているが、とくに「診査内規」(大正生命)では、「被保険者が替玉に非ざるや否や又記載の年齢と其容貌と相当するや否やに注意」と規定されている。

以上のように昭和生命の「診査規定」が、日本医師共済にルーツをもつ会社として特別に厳格なものではなく、当時の生保会社として一般的な傾向を示したものであるといえるものと思われる。





診 査 規 程



大 平 生 命 保 險 株 式 會 社  
醫 務 部